

輪島市監査公表第 21 号

輪島市長より、平成23年1月31日付け発輪監査第271号の
監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方
自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成23年3月28日

輪島市監査委員 向 憲龍

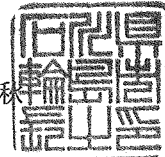
輪島市監査委員 坂下 幸雄



発下第 55 号
平成 23 年 3 月 22 日

輪島市監査委員 向 憲龍 様
輪島市監査委員 坂下 幸雄 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

監査対象機関

下水道課

監査執行年月日

平成23年1月14日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①使用料の滞納繰越分について</p> <p>使用料については、まず現年度分が収入未済とならないよう計画的納付を促していただきたい。また、滞納者の生活実態を把握し、課全体で協力体制をとり、滞納額が増えていかないよう厳しい態度で臨むことが重要である。</p>	<p>①使用料の滞納繰越分について</p> <p>使用料については、下水道事業の運営に充てられる貴重かつ重要な財源として認識しており、滞納対策も重点的に取り組むよう努めており、電話催促や訪問集金そして分納相談に応じ、収入未済額の減少へと繋げている。</p> <p>特に現年度分の収入未済の対策としては、水道課との統合や租税公課の滞納システム構築による情報の共有化及び収納力強化を図ることとなっており、新たな収入未済額が発生しないように努めていく。</p> <p>悪質者に対しては滞納システムの活用により他部局との連携による同時期での滞納処分の実施が可能となる体制が整えられる。</p>	<p>措置方針等</p>